

議事日程(第4号)

平成27年6月19日 午前9時06分開議

- 日程第1 議案第58号 益田地区広域市町村圏事務組合規約の変更について
- 日程第2 議案第59号 吉賀町電気自動車用急速充電器施設条例の制定について
- 日程第3 議案第60号 吉賀町総合戦略推進委員会条例の制定について
- 日程第4 議案第61号 吉賀町非常勤特別職の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第62号 地域自治区の設置に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第63号 吉賀町行政手続条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第64号 吉賀町職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第65号 吉賀町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第66号 平成27年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第10 議案第67号 平成27年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第11 議案第68号 平成27年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第12 議案第69号 平成27年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第13 議案第70号 平成27年度吉賀町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第14 議案第71号 平成27年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第15 議案第72号 平成27年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第16 議案第73号 平成27年度吉賀町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第17 発委第1号 町長の専決処分事項の指定について
- 日程第18 発委第2号 吉賀町議会会議規則の一部を改正する規則について
- 日程第19 発議第5号 平和安全法整備法案・国際平和支援法案の撤回を求める意見書(案)
- 日程第20 発議第6号 震災復興、国民の安全・安心の実現へ建設産業再生を求める意見書(案)
- 日程第21 閉会中の調査報告について
- 日程第22 閉会中の継続調査について
- 追加日程第1 議員派遣の件について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第58号 益田地区広域市町村圏事務組合規約の変更について
- 日程第2 議案第59号 吉賀町電気自動車用急速充電器施設条例の制定について
- 日程第3 議案第60号 吉賀町総合戦略推進委員会条例の制定について
- 日程第4 議案第61号 吉賀町非常勤特別職の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第62号 地域自治区の設置に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第63号 吉賀町行政手続条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第64号 吉賀町職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第65号 吉賀町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第66号 平成27年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第67号 平成27年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第68号 平成27年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第69号 平成27年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第70号 平成27年度吉賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第71号 平成27年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第72号 平成27年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第73号 平成27年度吉賀町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第17 発委第1号 町長の専決処分事項の指定について
- 日程第18 発委第2号 吉賀町議会会議規則の一部を改正する規則について
- 日程第19 発議第5号 平和安全法整備法案・国際平和支援法案の撤回を求める意見書（案）
- 日程第20 発議第6号 震災復興、国民の安全・安心の実現へ建設産業再生を求める意見書（案）
- 日程第21 閉会中の調査報告について
- 日程第22 閉会中の継続調査について
- 追加日程第1 議員派遣の件について

出席議員（11名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 桑原 三平君 | 2番 大多和安一君 |
| 3番 三浦 浩明君 | 4番 桜下 善博君 |

5番 中田 元君
8番 藤升 正夫君
10番 庭田 英明君
12番 安永 友行君
7番 河村 隆行君
9番 河村由美子君
11番 潮 久信君

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

局長 水落 裕之君

説明のため出席した者の職氏名

町長	中谷 勝君	副町長	岩本 一巳君
教育長	石井 澄男君	教育次長	坂田 浩明君
総務課長	赤松 寿志君	企画課長	深川 仁志君
税務住民課長	齋藤 明久君	保健福祉課長	宮本 泰宏君
産業課長	山本 秀夫君	建設水道課長	光長 勉君
柿木地域振興室長	三浦 憲司君	出納室長	青木 一富君

午前9時06分開議

○議長（安永 友行君） 今朝ほど、控室でもおつなぎしましたが、11番、潮議員については少し体調等の理由で遅れて出席されますことを報告して、ただいまより開会いたします。

ただいまの出席議員数はしたがって10人であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付したとおりです。

それでは、日程に入る前に6月16日の一般質問、庭田議員の質問の際に、町長答弁について、会議録及びCATV放送での一部取り消しと削除の申し入れがありましたので、町長よりそういう申し入れを受けております。町長からの発言を許します。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） ただいま議長から御説明がありましたけれど、先般の一般質問におきまして、庭田議員の質問に対する答弁におきまして、内容におきましては、隣の津和野町にも影響の及ぼすような内容がございましたので、他町村に迷惑をかけることになってはいけないので、

後段の部分の文章にすれば4行ぐらいでございますけれど、削除をお願いしたいというものでございます。

○議長（安永 友行君） ただいま町長より、町長答弁の一部取り消しと削除の申し入れがありました。それに対して、そういうようにすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認め、町長答弁を一部取り消し並びに削除することとします。

次に、同じく先般6月16日の藤升議員の一般質問において、執行部より答弁のありました平成27年度第3回臨時会の提出資料の訂正について申し出がありましたので、執行部からの説明を求めます。齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） おはようございます。

それでは、第3回の臨時議会の資料の訂正の件につきまして、私のほうから説明させていただきます。5月の第3回臨時議会におきまして、吉賀町税条例の一部を改正する条例の専決議案に対して、説明のために提出しました追加資料に誤りがございました。藤升議員の質問に対しても誤った回答をしておりました。ここで改めてお詫び申し上げ、本日、議長のお取り計らいをいただき、誤った部分を説明し、訂正させていただきますのでよろしくお願いいたします。

本日、朝配付しました資料のほうをごらんいただきたいと思います。軽自動車税のグリーン化特例は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までに購入しました新車に対し、それぞれの燃費基準に達成した車両に対し、平成28年度の1年分に限り、軽自動車税を軽減する特例が設けられたものであります。

訂正した資料をごらんください。この資料につきましては、誤りのあった表のみを載せさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。表の上段のほうがそのとき調整しました誤った部分、下のほうが正ということで、追加した部分を下線、経過欄のところではありますが、下線をしておりますので御確認をいただきたいと思います。表の上段が当初調整した誤った表でありまして、下段が誤りを訂正したというものであります。

当初の資料は乗用のものと貨物を同一とし、経過の欄に乗用の基準のみを挙げておりました。御承知のとおり、今回の改正条例附則第16条がこのグリーン化特例の改正ですが、これは本年の地方税法の改正において、法附則第30条第1項から第3項までの改正で新たに設けられた特例で、これを町条例で明記したものであります。この法附則第30条第2項の改正が訂正しました資料の中で、経過欄の中の中央の欄が附則第30条の第2項ということになります。また、3項につきましては、経過欄の中の左側の欄ということになります。附則第30条第2項及び第3項では、本日訂正しました資料のとおり、乗用のものと貨物のものを区別し、それぞれの燃費基準を設けております。これが本日提出しました資料、下の欄のとおりでありまして、5月の調

整資料及び説明では乗用のものみの基準を説明してしまったため、誤ったものとなりました。法改正の概要を十分把握しておらず、説明が誤ったことをお詫び申し上げたいと思います。

なお、申し添えますが、専決処分にいただきました改正条文には誤りはございません。本年新規に登録された新車について、どの区分に該当するかは軽自動車協会からの異動通知により確認します。本年度から異動通知の様式に1から5の区分を明記する軽自動車税の特例の記載欄が設けられたところです。この番号によって電算入力をするようになっておりまして、したがって、これらの該当車両については、誤った課税がされることはありませんので、申し述べたいと思っております。

以上、誤り説明を申し上げまして、誤り訂正とさせていただきます。大変申しわけございました。よろしくお願いいたします。

〔潮議員着席〕

○議長（安永 友行君） ただいま説明がありましたとおりに、平成27年度の第3回臨時会の提出資料の訂正の説明がありましたが、これを訂正することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議ないようですので、平成27年度の第3回臨時会提出資料は訂正することに決定しました。

日程第1. 議案第58号

○議長（安永 友行君） それでは、日程第1、議案第58号益田地区広域市町村圏事務組合規約の変更についてを議題とします。

本案については、質疑が保留してあります。これより質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、これで質疑は終わります。

討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第1、議案第58号益田地区広域市町村圏事務組合規約の変更についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第2. 議案第59号

○議長（安永 友行君） 日程第2、議案第59号吉賀町電気自動車用急速充電器施設条例の制定についてを議題とします。

本案についても、質疑が保留してありますので、これを許します。なお、先般議会のほうから追加資料を要請してありまして、先ほど配付してあるかと思いますが、参考にし、質疑をお願いします。質疑はありませんか。2番、大多和議員。

○議員（2番 大多和安一君） 今回の電気自動車の分では、30分で利用料が500円ということになっておりますが、私が今回この資料を要求したのは、電気自動車を使用する場合において、大体、日産リーフなんかでワンコインといわず、300円ぐらいでできるというようなことを聞いておりますので、高すぎるんじゃないかと、500円は。そうなる、どういんですか、自宅で充電してあとは多少足らなくてもガソリンで併用したりして、また道の駅では充電しないんじゃないかということが懸念されて、いくら準備しとつても利用者が少ないんじゃないかということが懸念されたので、質問というか、資料を請求したわけですが、そのあたりについてどのようにお考えなのかを答弁願います。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） 御質問にお答えいたします。

まず、今回追加した資料について御確認いただきければと思います。今回、設置しましたのは、充電器は、東光高岳製、定格出力20キロワットのものでございます。維持費につきましては、月々の基本料金とこの機械に伴う保守料が必要となりまして、電気料金がもし1回充電すれば287円程度かかるのではないかという資料としております。

充電時間の比較でございますが、残量がほぼゼロから80%充電の場合、この東光高岳製の機械ですと、車種はたくさんありますんで2種類に絞って説明させていただきますと、三菱製のものと日産製のもの、どちらとも約45分かかるということになっております。

充電器の特性としましては、その下に三菱製アイ・ミーブGでの比較ということにしておりますが、ゼロから50%へ充電するには25分、今度50から80%に充電するのが20分ということで45分となっております。一般的に電気自動車の電池は、容量が少ない場合は20キロワット全て流れるんですが、容量が大きくなるとだんだん流れる電流が少なくなって、80%充電後半30%に20分かかるといような構造となってるそうです。

充電後の移動距離でございますが、残量が60%の場合、それぞれ108から136キロ走るということで、例えば、ゼロとなる場合はほとんどないと思いますが、大体30分充電したら60%程度は充電できるのではないかと想定しまして、この距離がとれると想定しております。

裏にいきまして、周辺の整備状況でございますが、現在、お隣津和野町が整備、工事中でございます。萩市が先行して平成26年度7カ所設置しております。課金方法はいろいろあるんですが、お隣津和野町の場合は30分500円の予定としておるそうです。萩市の場合はちょっと専門用語になります「チャデモ」というカードを利用する場合と携帯電話でQRコードを読み込む場合を想定しておりまして、携帯電話の場合は30分500円ということになっているということです。あと、事業者整備のものとしましては、益田市にそれぞれ自動車会社ほか設置してあります。

先ほど、萩市で行っているカード課金の場合を比較しますと、カード課金につきましては、NCS合同会社日本充電サービスというものが今ネットワークとしては最大のものと思われまして、このカードによる課金は30分利用の場合で450円ということになっております。月々の基本料が、基本料といいますが、会費のお金が3,800円いるということと今なっております。

まず、今回条例で提案しました500円というのが高いか安いかというところにつきましては、近隣の自治体と比較してもそんなに高い値段ではないと判断しております。それと、道の駅の利用ですが、町内の方に利用していただくのはそれはそれで効果が出ると思っておりますが、今回設置しましたのは急速充電器でございます。想定としては道の駅を通過する方、町外から町内へ来られた方を主に想定しているところでございます。

以上で終わります。

○議長（安永 友行君） 質疑はありませんか。8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 先日、料金の収集の件について、職員が回収するという御答弁いただいております。そのときにどの項目で入金をするのか、いう点についてお示しをください。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） お答えいたします。

1 2款使用料及び手数料 1項使用料 1総務使用料 1総務使用料で収入する予定としております。以上です。

○議長（安永 友行君） 8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 通常、例えば、ケーブルテレビの施設使用料とか行政財産使用料とかというような形で項目建てがされておりますが、そういう部分で急速充電器の使用料という形で項目建ては、予算書上はせずにやるということでお聞きしてよろしいですか。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） お答えいたします。

節で、総務管理使用料というので収入いたします。今、説明書きでは区分がございまして、入

ってくるのは総務管理使用料ということになります。

以上です。

○議長（安永 友行君） ありませんか。2番、大多和議員。

○議員（2番 大多和安一君） これ、町の職員が料金の収受に当たるということになったら、それぞれ道の駅へ常駐するということになると思うんですが、そうすると、現在各庁舎で一生懸命働いておる町の職員が、2名分は増員するということになるんですか。それとも、今のやりながらかけ持ちでやるということになるんですか。町の職員の負担というのはどのように考えておられるんでしょうか。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） お答えいたします。

料金の支払い方法としては、現在コイン課金ということにしております。いわゆる自動販売機のような形態になろうかと思えます。利用者はコインを投入して充電を行うということです。職員は常時ついているのではなく、ちょっと利用状況にもよりますが、週に1度とか月に1度とか、そのコインを回収するようにすることとしております。具体的には、出納の職員と企画の職員が回収に行くよう今考えております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 2番、大多和議員。

○議員（2番 大多和安一君） 回収されるのはわかりませんが、職員への労働の負担割合が大きくなるのではないかとということを知ったんですが、それについてのお答えはいかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） 柿木庁舎と六日市庁舎、それぞれ道の駅まで距離にして5分かんないと思えますので、週に一度か月に一度かになるかはわかりませんが、その手間はかかると思っております。

以上です。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。2番、大多和議員。

○議員（2番 大多和安一君） 今、職員、手間はかかると言われる回答ですが、労働が現状でこれは何もやってない状態から言えば、仕事がふえるということになるわけですよ。その辺での労働条件というか、職員への負担はどうなのかということを知りたいんですが、その辺について明快な回答がないんですが。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） この課金の回収に伴う時間はふえますが、通常業務の中で行うよう

に今考えております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 図面を見させていただきますと、車の出入りのときにどうしてもどちらかでバックをしなければならない。しかも、その側が車両の出入りのところに、出るとこ、いけば出るところだけですけれども、六日市でいえばなっておりますが、安全上の配慮等についてはどういう形で考えておられるかをお聞きします。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） お答えいたします。

車種にもよろうかと思いますが、通常バックでとめていただくことを想定しております。場所につきましてはいろいろ検討しましたが、現在の場所が一番利便性が高いのではないかと判断したところでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 3番、三浦議員。

○議員（3番 三浦 浩明君） この電気自動車、機器についてコイン投入ということなのですが、自動販売機等でジュース等いろいろありますけど、そういったことで前々から盗難等そういった問題も起きているわけですが、この充電器の場合、そういった盗難またいたずら、そういった被害について、そういう管理体制ができていんでしょうか。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） お答えいたします。

犯罪行為について完全に防ぐことは困難だと思っております。サポート体制でございますが、何かあった場合は今保守契約をする予定でございますが、24時間コールセンターサポートというのを今考えております。

以上です。

○議長（安永 友行君） ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、これで質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第2、議案第59号吉賀町電気自動車用急速充電器施設条例の制定についてを採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第3. 議案第60号

○議長（安永 友行君） 日程第3、議案第60号吉賀町総合戦略推進委員会条例の制定についてを議題とします。

本案については、質疑が保留してあります。これを許します。質疑はありますか。8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） この推進委員会なんですけども、吉賀町人口ビジョン及び社会創生総合戦略策定支援業務並びにアドバイザー業務、今回の一般会計のほうで四百何万円か出ておりますが、その方との今の策定支援業務がそれぞれどのような関わりとしてなるのか、その点について御説明願います。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） お答えします。

委員会とかどちら、予算のほうの質問のほうが強いかもかもしれませんが、アドバイザーについては、年間に数回吉賀町のほうに来ていただきますので、その時々に応じて、その委員会での審議状況なりあるいはこれから審議することについて助言等を求めて、最終的にはこの委員会で決定することになると思いますので、その方に助言をいただくというような形でアドバイザーの方をお願いしたいというふうに今考えておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 今のはアドバイザーについての御答弁だったと思いますが、策定支援業務、この中では推進委員会の支援として5回程度というような文言も入れてありますが、そちらとのかかわり、この推進委員会と策定支援業務のやっただけの分とのかかわりはどうなっているか、お聞きをしています。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） お答えいたします。

現在、策定支援業務の事業者を募集しているところでございます。策定支援業務につきましては、アンケート、住民の意見を周知する方法、その取りまとめの支援がまず一つ。それと人口ビジョンにつきましては、国のほうから示されております人口ビジョンの算定方法と何種類か示されておりますので、そういったところのどれが吉賀町に一番合うのかどうかというところ、そ

れと会議の進行や他事例の紹介等行っていただきながら、委員会を進める支援をしていただきた
いと思っております。それと、報告書の作成まで行います。

以上です。

○議長（安永 友行君） ありませんか。8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 具体的な部分でちょっとわかりませんでした。次で行きます
が、K P I も行うということで御答弁もありましたが、設定項目等については、この委員会が始
まってからそういう内容について詰めていくというふうに理解をしいのかということと、現
状において、例えば、今、定住に関して空き家の活用等もありますが、そのためにより働きかけ
て空き家バンクへの登録を進めるような設定値の目標というのは想定されるのかお聞きをします。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） お答えいたします。

計画としては、K P I の設定につきましては行うこととなっておりますので、それなりの項目
で設定していきたいと考えております。ただ、今の具体的な事業につきましては、現時点では町
内で取りまとめたものはありますが、委員会としては白紙の状況でございますので、再度委員
会で御判断いただくことになろうかと思えます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 重要な推進委員会でありますので、審議、論議の進行状況等につ
いて、中間どころにおいて、一定の議会への報告等はされるのか、お聞きをします。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） お答えいたします。

ポイント、ポイントでは報告を行うこととしたいと思いますが、ちょっと委員会で、タイミン
グについては委員会で検討させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（安永 友行君） ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、これで質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第3、議案第60号吉賀町総合戦略推進委員会条例の制定についてを採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第4. 議案第61号

○議長（安永 友行君） 日程第4、議案第61号吉賀町非常勤特別職の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても、質疑が保留してあります。これを許します。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） ないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第4、議案第61号吉賀町非常勤特別職の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第5. 議案第62号

○議長（安永 友行君） 日程第5、議案第62号地域自治区の設置に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても、質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありますか。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 質疑がないようです。これで質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。4番、桜下議員。

○議員（4番 桜下 善博君） 私は、第62号議案に対しましての反対討論をさせていただきます。

この地域自治区の継続に関しまして、町長より素案が出されまして2回にわたる全員協議会、振興協議会の会長にもお越しいただきまして、過去の活動状況また今後に当たっての説明を聞きました。そして、全員協議会ではおおむね賛成ということになり、町長のほうに答申をさせていただきます。

私も全員協議会では賛成の立場で意見を述べさせていただきました。しかしながら、現在反対討論の立場でこの場に立っております。私は議員としまして、大変未熟さを感じておると同時に大変責任を感じております。私は信念に基づいてこの反対討論をさせていただきます。それは、今まで地域自治区の皆さんが柿木村の伝統、歴史、文化、誇りを持って活動され、今後も活動していく、そのことに関しての否定はするものではありません。むしろ敬意を払っております。

しかしながら、私の反対の理由は、この一方で合併して10年間の間に首長選挙を初め、いろいろ選挙が行われました。つい最近もありました。また、エポックかきのきむらの問題、また中学校の再編等いろいろ難しい議論が交わされておりますが、この地域自治区の存在、またその存在といいましょうか、それが守れるということですが、あらゆる方面に利用されたりまた影響を与えているように私は感じます。またそういう意見が多く町民から聞いております。これは町民にとりまして、本当に残念であり地域住民の皆さんも不本意だと思います。この議論が合併前のときと同じように、六日市か柿木かどちらが主導権をとるか、中心となるか、とのごとくのような意見が交わされ、本当に地域自治区の皆さんが活動されていることに何か悪い影響といいましょうか、されているように感じます。

この延長につきまして、旧柿木村ではいろいろ会議をされておるといふふうにお聞きしましたし、また資料もいただきましたが、柿木村の中では堂々とその継続について、意見が言われぬというような雰囲気も十分聞かせていただいております。これは大変町民にとりまして不本意であります。

私は合併して既に10年を迎えます。町の将来について、安心安全な町をつくるためには、町民みんなが堂々と議論を交わし、そして活動ができる真の吉賀町でなければならないと思っております。手作り自治区の設立に向けて粛々と準備もされておりますし、活動もされております。これは非常に、私は尊敬するものであります。私は先ほど言いましたように、町民が堂々と議論を交わし、そして安心安全な吉賀町をつくるために私はこの地域自治区の継続について少し疑念を持っております。

以上の理由によりまして、第62号議案に対しまして反対をいたします。

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 本件につきまして、賛成の立場で討論をいたします。

先ほどの反対討論の中で、この自治区が町政のいろいろな障害になっているというような発言

もございましたけど、本来、民主主義というのは多様な意見があつてそこからいろいろな結論を導き出すものであります。これは合併した柿木村あるいは六日市町がどっちが主導権をとるとか、いいとか悪いとかという問題ではございませんで、むしろいろいろな意見を聞きながら、その中で一つの方向に向かっていくという民主主義の根幹をなすものであると考えております。

この中で5年間という提案がなされたわけでありまして、今松江市におきましても、各市におきましても、地域住民の意見をしっかり吸い上げて行政に生かしていこうという動きがございます。むしろそれが行政がとるべき本来の姿であろうかと思っております。

口では軽々に住民と行政の協働とかいろいろなことを言いますが、やはりそれは口先だけではなくて、本気で住民自治を育てる、そして住民の意見を聞くということは1つの行政の前進でもありますので、私は本件に関しまして、5年という区切りをつけましたけど、ぜひ継続してやっていくべきだと考え、賛成の討論といたします。

以上です。

○議長（安永 友行君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第5、議案第6 2号地区自治区の設置に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 賛成多数です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第6. 議案第6 3号

○議長（安永 友行君） 日程第6、議案第6 3号吉賀町行政手続条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案については、質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） ないようですので、これで質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第6、議案第63号吉賀町行政手続条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第64号

○議長（安永 友行君） 日程第7、議案第64号吉賀町職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してあります。これを許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようです。これで質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第7、議案第64号吉賀町職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第8. 議案第65号

○議長（安永 友行君） 日程第8、議案第65号吉賀町営住宅条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案については、質疑が保留してあります。これを許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第8、議案第65号吉賀町営住宅条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

ここで、10分間休憩します。

午前9時54分休憩

.....

午前10時04分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

----- . ----- . -----

日程第9. 議案第66号

○議長（安永 友行君） 日程第9、議案第66号平成27年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案についても質疑が保留してあります。これを許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようです。これで質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

日程第9、議案第66号平成27年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

----- . ----- . -----

日程第10. 議案第67号

○議長（安永 友行君） 日程第10、議案第67号平成27年度吉賀町後期高齢者医療保険事業

特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案についても質疑が保留してあります。これを許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、これで質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

日程第10、議案第67号平成27年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第11. 議案第68号

○議長（安永 友行君） 日程第11、議案第68号平成27年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案については質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、これで質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第11、議案第68号平成27年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第12. 議案第69号

○議長（安永 友行君） 日程第12、議案第69号平成27年度吉賀町小水力発電事業特別会計

補正予算（第1号）を議題とします。

本案については質疑が保留してあります。これを許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、これで質疑は終わります。

討論を行います。反対討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第12、議案第69号平成27年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第13. 議案第70号

○議長（安永 友行君） 引き続き、日程第13、議案第70号平成27年度吉賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案については質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようです。これで質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第13、議案第70号平成27年度吉賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第14. 議案第71号

○議長（安永 友行君） 日程第14、議案第71号平成27年度吉賀町下水道事業特別会計補正

予算（第1号）を議題とします。

本案についても質疑が保留してあります。これを許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようです。これで質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第14、議案第71号平成27年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第15. 議案第72号

○議長（安永 友行君） 日程第15、議案第72号平成27年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案についても質疑が保留してあります。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、これで質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第15、議案第72号平成27年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第16. 議案第73号

○議長（安永 友行君） 日程第16、議案第73号平成27年度吉賀町一般会計補正予算（第

1号)を議題とします。

なお、初日の質疑の際に執行部からの答弁漏れがありましたので、先にこれを許し、質疑を行います。

水源会館の修繕についてでありましたが、深川企画課長のほうから。深川課長。

○企画課長(深川 仁志君) 水源会館の浄化槽の人槽について御質問がありまして回答が保留となっているのでお答えさせていただきます。

新しく設置する浄化槽は14人槽、14人槽でございます。

以上です。

○議長(安永 友行君) それでは、質疑が保留してありますので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。8番、藤升議員。

○議員(8番 藤升 正夫君) それでは、7ページの歳入、国庫支出金で財源更正のもとになりますが、国庫補助金のうち、番号制度システム改修費補助金として総務省分と厚生労働省分がございます。具体的な、この補助金の対象となる改修の項目はどのようなものでしょうか。

○議長(安永 友行君) 赤松総務課長。

○総務課長(赤松 寿志君) お答えします。

まず、厚生労働省については、国民年金とか特別児童扶養手当とかといったもののシステム改修がその対象となります。総務省分は、住基とかそういったもののシステム改修がこの補助金の対象となっております。基本的には補助額の3分の2とかいうことなんですけど、基準額がありますので実際の改修費とはちょっと補助金がイコールとはなっておりません。

○議長(安永 友行君) 8番、藤升議員。

○議員(8番 藤升 正夫君) 8番。10ページにあります、先ほどもちょっと言いましたが、企画費の037地域力創造アドバイザー活用事業費として上がっておりますが、現状で予定をされる契約の期間としてどのようになるかお聞きをします。

○議長(安永 友行君) 赤松総務課長。

○総務課長(赤松 寿志君) お答えします。

地域力創造アドバイザー事業は、国の制度でございますので、国の制度が3年間は特別交付税の措置がありますので、当面は3年間を見越して契約のほうも考えていきたいというふうを考えております。

○議長(安永 友行君) 5番、中田議員。

○議員(5番 中田 元君) 9ページですが、総務の一般管理費のところ、右側の026で吉賀町誕生10周年記念事業とあります。当初予算で415万2,000円の予算組んであります。補正で71万7,000円ということでございますが、これちょっと追加の内容とはどんな

ものかお教え願えたらと思います。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） 今回の補正額71万7,000円について説明させていただきます。

吉賀町誕生10周年記念事業としまして、元プロ野球選手を吉賀町へ招待しまして、地域のスポーツ少年団等との交流を行う事業でございます。ふるさと会の会員の方からの紹介がございまして話を進めたところでございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） プロ野球の選手、何名か、元でしたか。町内の野球少年団もかなりおられますけれども、この辺は町外からも少しは少年を呼ぶとか、そんなことも考えておられますか。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） お答えいたします。

現在、町内のスポーツ少年団と調整中でございますが、やはり人数等の加減がございまして、町外、管内を考えておりますが、一緒に交流することも今計画には上がっております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 4番、桜下議員。

○議員（4番 桜下 善博君） お聞きします。参考資料の16ページに財源の有効活用事業ということで、先ほどもちょっと議題に出ましたが、水源会館の浄化槽の取りかえという工事で1,700万円ばかり計上されておりますが、以前も私は質問させていただきましたが、水源会館の昨年の入場者人数と、そして入場収入と、それから、維持管理費が26年度、もしわからなければ25年度、どのぐらいかかっているのかわかれば教えていただきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） お答えいたします。

ちょっと今資料を持ち合わせておりませんので、別途回答させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（安永 友行君） 4番、桜下議員。

○議員（4番 桜下 善博君） なぜ先ほど質問させていただきましたかと言いますと、以前も質問しましたが、水源会館の展示物の更新とかを前提案させていただきましたが、されておらないようですし、また、カタクリの里とか水源公園、水源会館をもっともっとPRをしてほしい、また、するべきだという質問をさせていただきました。

今度の土曜日に水源祭りの前夜祭、また次の日に水源祭りがありますが、まだまだこの水源会

館を含めた水源公園のPRが不足していると思います。浄化槽ですので、トイレと思うんですが、1人使おうが1万人使おうがこれはもう取りかえなければならないということだと思いますので、これはこれで必要と思うのですが、水源会館そのものの存在感というのが私は薄れているように思いますが、今後、水源会館のPRに向けての何か取り組みがあればお聞きします。

○議長（安永 友行君） 中谷町長。

○町長（中谷 勝君） この施設につきましては、当初つくったときのいわゆる映像の機械が壊れて使えないような、コンピューター関係だと結構、新たにということになれば相当の経費がかかりますし、これまでも果たしてそういった施設でいいのかどうなのか、水源ということで今地元の方がわらで竜をつくったりしておりますが、当初あそこにあるのは紙でつくったような竜がありました。そうして見て中の展示がそれでいいのかと。以前も前立山等で出た遺跡等も置いてありましたけれど、いわゆる泥棒が入って盗難に遭ったというようなこともございますので、そして今の状況が私はいいとは思っておりませんので、これにつきましては一連の観光施設の整備といったものと絡んでくると思いますので、当然中はどうした形がいいのかということは専門業者等と相談しながら充実させていく必要があるというように思っておりますので、今、年度でどうこうということはありませんけれど、今後、調査費等をつけながらどういった形の施設にしていこうかということを検討していきたいというように思っております。

○議長（安永 友行君） 5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 14ページですが、商工費の都市農村交流費というところで、この前説明があったかと思えます。申しわけありませんが、024の彫刻の道で整備事業が2,809万円ですか、この像です、あれは何体ぐらいの購入を考えておられるか、申しわけありませんが。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） お答えいたします。

今回、予算に計上した備品購入費でございますが、3体の彫刻の購入を考えております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 参考資料の16ページ、高尻のへき地保育所の改修工事がありますが、何にもかんにも使えるような建物じゃないと思いますけど、どういう職種ですか、どういう企業を想定してのことかということをお聞きします。

それと、先ほどから質問があります水源会館の浄化槽の取りかえですけど、たしか記憶によりますと、1回改修をしていると思います、合併してからです。それで今回また出たわけですけど、もう少し地盤沈下なりなんがあるんでしょうが、きちっと精査をしてやる必要があるんじゃない

かと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） お答えいたします。

まず、元高尻保育所の改修でございますが、職種については特段こだわっているものではないですが、事務所として使うように改修することを考えております。例えばIT企業等の事務所として使えるように考えております。

もう1本、水源会館の改修ということでございますが、記憶で申しわけありませんが、浄化槽についての改修は行ってないと、失礼しました。訂正させていただきます。1回行っていると思われまます。その件につきましては資料を持ち合わせてないので、ちょっと詳細についてはお答えできません。

今回の計画でございますが、昨年26年度予算で改修を計画しておりましたが、地盤をいろいろ調べるところ、杭が必要ということで、26年度予算は減額させていただきまして、今年度27年度で今回地盤の杭も含めた工事を予算計上したものでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） ありませんか。4番、桜下議員。

○議員（4番 桜下 善博君） 財源の有効活用事業の中で参考資料の16ページなんですけど、バスの更新ということなんですけど、昨日も説明をお聞きしましたが、更新予定のバスは補助席を含めて29人ということで、いわゆる吉賀高校のバスと同じようないわゆるマイクロバスということだと思うんですけど、私はやっぱり、きのうも乗りましたが、やはり町としてマイクロバスでなくて補助席のないバスが私は必要だと思います。マイクロバスでよけい乗れて高速料金が安いとかいう、いろいろメリットがあると思うんですけど、なぜバスの更新で今のような中型バスでなくてマイクロバスになったのか、その経緯をお聞きします。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） お答えします。

バスの購入については、当初は来年度の28年度の予算というふうにご考えておったんですけども、いろいろトラブル等があったので急遽27年度の補正予算ということにさせていただいたんですけども、規格等につきましては詳細に検討しておりませんが、考え方とすれば先ほど議員がおっしゃったようなメリットの部分もありますし、一方ではデメリットの部分もあるかと思っております。

ただ、中型のバスということになると、価格的には恐らく倍までいかにしても1.5倍程度には多分かかるんじゃないかと思われまます。そんだけのバスが稼働する日数です、それが現在のところ見ても、それほど年間を通じて頻繁に出ることはないんじゃないかということも想定され

ます。また、近隣のというか県内の市町村を見ても、今、中型バスを持つてるのは多分吉賀町ぐらいじゃないかというふうに思ってますけども、大きい市であってもそういった小型のバスで対応してるということもありますので、今回検討するにしても今のような、ゆ・ら・らのバスとか、振興会のバスのような、そういったのを基本に考えていきたいということで今検討しとるところでございます。

仮に今度は中型バスが必要ということであれば、民間のバスを借り上げるとか、そういった面で予算のほうを検討して、それで対応していきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 4番、桜下議員。

○議員（4番 桜下 善博君） 再度お聞きしますが、いろいろメリット・デメリットがありますが、もうマイクロバスの購入ということで決定ということで理解してよろしいでしょうか、それとも考える余地が、検討する余地があるということでしょうか。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） 今回予算を可決していただきましたら予算の範囲内で考えるということになりますので、中型バスというのは検討はちょっと難しいと思われま。

○議長（安永 友行君） 3番、三浦議員。

○議員（3番 三浦 浩明君） 観光施設管理費で、予算のことではないですが、七日市の正国公園の整備事業についてですが、これは私いろんな人から問い合わせとかあったことがあるんですが、ここは高津川が流れてまして、そうすると県の管理じゃないかとか、いろいろな相談とかもあったんですが、これから見ると町有地という理解になります。そこら辺の、あと正国公園のトイレの話もあったんですが、その辺の区切りのなものとか、県の管理か町の管理か、そのあたりのことをちょっと伺います。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） お答えいたします。

手持ちに地籍図等ございませんので境界についてはまた確認いたしますが、条例にございます、正国公園は町の管理となっております。一方、トイレにつきましては、ポケットパークということで県が整備した事業と認識しております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 3番、三浦議員。

○議員（3番 三浦 浩明君） 町有地にしたのは大体いつ、変えてますか、わかりました。

○議長（安永 友行君） よろしいです。8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 8番。13ページに項目としては何も上がっておりませんが、このたびの財源有効活用事業の中で、昨年、米価の下落が大変大きい話題となりましたが、不作付

けの面積もふえているというようにもお聞きをしますが、この財源の有効活用をして米価の下支えなどの検討はできなかったのかということについてお聞きします。

○議長（安永 友行君） 山本産業課長。

○産業課長（山本 秀夫君） お答えします。

財源の有効活用の財源にして米価下落対策はできなかったかということなんですが、この財源の有効活用につきましては、一応、維持補修とか単独の建設事業、こういうものに充てることになっております。

ただ、米価の下落対策につきましては、大きな問題でございますので、昨年度から県の普及部、それからJA、そういう管内の市町村、これで米価下落への対応を検討する検討会というものを設けて、昨年、ことし3月まで8回やっております。

その検討内容としましては、農業法人等へのヒアリングを行いまして、農業経営への影響額の情報収集、主には実施しております。

また、2点目としましては、収益性のある土地利用型の作物の検討とか、コスト削減の取り組み、それから、ならし対策の加入の促進、こういうことで米価下落の対応策というのも検討したところでございます。

本年度の財源有効活用をして、それじゃ対応策を予算計上するかということなんですが、現在のところは考えておりませんが、吉賀町の平成27年度の対策としましては、経営所得安定対策というのがございますが、その中の産地交付金、その中に飼料米の早期出荷助成としまして、きぬむすめを飼料米として作付けした場合には10アール当たり4,000円以内で助成をするという制度を設けておるところでございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 8番。今の財源有効活用事業についてお聞きをしました。それでちょっと教育委員会の関係になりますが、学校の施設等で修繕の緊急を要するんじゃないかという点が幾つかございます。その点ちょっと今の財源の有効活用でやれないのかという部分でお聞きをいたします。

まず1点は、七日市小学校にプールがございます。これは小プールのほうの排水が、通常ではバルブが壊れていてできません。これが以前からそういう状態になっとるわけですけども、それがどうかということと、それから朝倉小学校のプール、これはろ過機並びにほかからの漏水が非常に激しいということで、一応きのうはかってみたところ追加する水の量が1時間で4立米弱、90日間でカウントしますと、約100万円相当の水道料が必要になるような状況ですけども、こういうものについて対応ができなかったのか。

今度、社会体育の関係でございまして、立戸にスポーツ公園がございまして、管理棟がありますが、これは先日来、雨どいにたまっていたごみ等も除去していただきまして、ひどい雨漏り等については解消されてきておるんですが、中のほうの天井が非常に下がってきております。それと、天井の塗装部分も落ちてきている、このような状況がありますが、この施設は災害時の避難場所ともなっております、避難していて天井がどうこうなるというのは非常に危険な状態ではないかというふうに私は感じておりますが、こういうものに対して対応ができなかったのか。また、今後の方向があればその点についてもお示しを願いたいと思います。

○議長（安永 友行君） 坂田教育次長。

○教育次長（坂田 浩明君） 藤升議員の御質問にお答えをいたします。

この財源の有効活用事業でいろんなところの施設が直せないのかという御質問でございますけれども、まず七小プールの小プールが使用不可だということでありまして、プールは七小だけでなく、先ほど言われました朝小プール等々、時間的な経過もありまして、根本的に何とかせんといかんような状態になっておるというのは承知をしております。そういったことで基本的なことを考えると、なかなか全体では修繕、修繕という形になっていこうかというふうに思っています。

七小プールにしろ、朝小のプールにしろ、そういう状況になっているということは承知をしております、担当からもそういう報告を先般受けているところでございます。実際には、まだ調査もしていく必要があるかというふうに考えておまして、その調査結果によって今後の方針を出していきたいというふうに思っております。

それから、立戸のスポーツ公園につきましては、雨どいは先般職員が行きまして、枯れ葉等があった、それから堆積している土等も除去をいたしました。その雨どいが詰まっていたということで天井が傷んでおるということも聞いております。ここも大変大きな建物でありますし、それから時間的な経過もあって傷みが激しいということは承知をしております。これにつきましても今後調査をして、どういう方向がいいのかという辺は慎重に検討していく必要があるだろうというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） 8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 朝小のプールにつきましては、ろ過機の前後にバルブを取りつけることで一定の漏水を解消するというのは十分可能ですし、それから七小プールにしてもバルブ等の改修で対応が、少なくとも排水できないというのではやれませんが、バルブ等の交換でそんなに費用的にもかからないものであるというふうに思いますので早急をお願いをするものですが、立戸の管理棟、これはやはりいつまでにどうするかというのは今、改修の検討をするということですが、はっきりとその点については、立戸のスポーツ公園の分についてはちょっと時期をもう少し明確にできませんか。

○議長（安永 友行君） 坂田教育次長。

○教育次長（坂田 浩明君） 時期を明確にということでございますけども、現時点でそれじゃそれをどういうふうにしようかということをも明確に申し上げるということにはなかなかならないかというふうに思っております。

先ほども申し上げましたけれども、そういう傷みの激しい建物であるということは承知をしておりますので、今後十分調査をして、それが生かされるような方向で検討していきたいというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） 石井教育長。

○教育長（石井 澄男君） 先ほどの質問に補足をさせていただきます。

朝小のプールにつきましては、維持補修の工事を出していたところに排水バルブの故障が出たということでございます。これにつきましては、財源活用に載せられなかったかという御質問でございますが、これも今週の月曜日のことでございますので間に合わなかったということでございます。

ただ、現場ではとめる作業といいますか、いうことをせざるを得ませんので、今担当者と今の補修をしております者が努力をして、そしてお金がかからないという話でございましたけれども、私もそういうふうに思ってますので、対応方は行っているところでございます。

それから、立戸のスポーツ公園管理棟でございます。御承知のようにああして今年度までの国の政策の中で、学校につきましては、耐震改修につきましては全て交付金なり補助金が国の施策で行われてきました。反面、この社会体育施設につきましては、補助金・交付金はゼロでございます。

これにつきましては、2年前から全国津々浦々の町村教育長会等で社会体育施設についての交付金・補助金の増設、拡充ということをお願いしております。まだ、やりませぬということにはなってませんけれども、今ああして今年度で学校が全て98%ぐらいですか、全国で耐震改修が終わります。そうしますと、この社会体育施設のほうに目が向いてくるのではなかろうかというふうに思ってます。それを実は待っているという関係でございます。吉賀町には手のつかない社会体育施設がたくさんございます。見えます町民体育館もそうでございます。ということで、そういったことの財源も国に要望しながら行って、早期に改修計画をつくってやっていきたいというふうに思ってます。

○議長（安永 友行君） ありませんか。1番、桑原議員。

○議員（1番 桑原 三平君） 15ページの道路橋梁費、道路維持管理費について、今年度9カ所の橋の橋梁について点検を行うということですが、この橋梁の点検の詳細ということを知りたいわけなんです、町道に関して、ほとんどこうした橋の形状です、鉄骨、鉄筋コンクリート製

とか鋼製とかあると思いますが、それと、そうした橋がまだ今から調査しなきゃいけない橋がたくさんまだあると思うんですが、そうした状況と、将来、今はかなりこの吉賀町でも林道からかなり材木積んで走って出てきております。そうした林道にもそうした橋がかかっているのもそうした調査対象になるか、ならないのかお聞きします。

○議長（安永 友行君） 光長建設水道課長。

○建設水道課長（光長 勉君） 橋梁の点検とか調査に関する質問でございますけども、今回補正で2,400万円ばかり上げさせていただいております。これは橋梁の詳細の調査をするのが9橋ということで上げております。場所につきましては資料の17ページのほうで上げておりますけども。

橋梁点検につきましては、国の制度が平成26年度から対応が変わってまいりまして、近接目視で対応しなければならないということで、吉賀町につきましては、平成26年度から対応してきております。

それで、今26年度繰り越し事業で、県にこの事業の発注をお願いをいたしまして橋梁点検を実施してきておるところです。26年度は37橋実施をいたしました。本年度も当初予算で橋梁点検につきましては予算化をしております、今から実施するところです。町内の町道の橋梁が273橋ございます。そのうちで今37橋が大体終わったところでございまして、平成27年度で今80橋余り予定をしておるところでございます。全国的に国の制度が変わって、5年間で全ての橋梁を点検しなければならないというところで、どこの自治体も今実施をしておるところでございます。

それで、その結果を判定するのに国の基準で言いますと、健全度を4段階に分けて判定をいたします。健全度の国でいう1が健全ということで、それから順次1、2、3、4ということで、4に判定をされた物は緊急措置段階というものでございまして、緊急に措置を講ずべき状態というところでありまして。

それで、まだつい先日ですか、今週になって26年度の橋梁点検の結果が出てきたところなんですけども、その内容から、今回、健全度で4が出るだろうという所が、判定会等を実施しております、その中で出るだろうと予測される部分と、健全度3の中でも交通量等が多くて緊急の対応が必要だろうという所9橋を対象として今回緊急的に補正で詳細調査、これを実施しようということで予算化をさせていただきました。この橋の中にはもう修繕等も必要な物もあったんですけども、その修繕の方法なり具体的な設計なりまで入れますと、これの倍ぐらいまた予算がかかってきますので、とりあえず詳細調査を実施して今後の対応を考えようということで今回予算化をさせていただいております。

それで、橋梁点検で健全度が4が出ますと県のほうへ報告をしなければなりませんし、それに

ついてどのような対応をするかということの報告も求められてきます。そういう情報ももちろん公表しなければなりませんので、緊急に対応が必要になるということで、まだ最終的な正確な確認をしておりませんが、これまでの業者との打ち合わせ等の中で4が出るだろうというところで予算を上げたところでございます。それで、これから5年間でこうしたことを繰り返していかなければなりませんのでかなりの経費がかかってくるというふうにも考えておるところでございます。

いずれにいたしましても、国の制度がそういうふうになりましたし、それに沿って対応してまいりませんといけませんので、全国的な流れでございましてそういう対応をしていきたいというふうに考えているところです。

先ほど御質問がありました林道に関してでございますけれども、農道もしかりですけれども、農道、林道も御承知のように橋梁がございまして、橋梁以外にもトンネルであったり道路の附属施設等でございます。それについても今流れとしては同様な流れになるのではないかとこのように思っておりますけれども、まだ具体的な対応についてはいろいろとその辺はまだ出ておりませんので対応はしてございませんけれども、とりあえず町道につきましては、国道、県道も同様でございますけれども、同じような流れで来ておりますので、今後そういう対応が必要、対策が必要ということになろうかというふうに思っております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 7ページなんですけど、歳入のほうで、先ほどあったかもしれませんが、国庫補助金があります。1,416万2,000円の補正額になっております。それで節のほうに番号制度システムの改修費補助金というのがあって、これはナンバー制度のことかと思うんですが、ナンバー制度について、現在は、この10月から稼動するとか来年の1月からとかいう話になっております。それから1月に配るんですか。そういうふうなシステムの、町民はなかなか番号システムについてもよくわかってないような気がしますし、今から町のほうでそういうふうな内容について説明の機会等もしていただけたらと思うんですが、実際どういうふうに運用するか、20年からは貯金通帳まで管理するというようなことにどうもなつとると思うんですが、その辺のことをお伺いしたいと思います。

それと、節のほうで1,416万2,000円ですが、国庫補助金というのを見ると、11ページと12ページのほうに国庫補助金の、11ページのほうに電算管理費のほうで1,250万円があります。それと12ページのほうにまた社会福祉費のほうで国庫支出金、老人福祉センターとか特養とか231万6,000円ですか、右側の欄を見ますと国庫補助金。その辺で番号制度システムの改修補助金ということで国庫補助金なんですけど、この辺が12ページ等を見ると、私

の見方が悪いのかもわかりませんが、その辺は、この支出金というのはどういうふうな感覚になるわけですか、ちょっとその辺をお教え願えたらと思ひまして。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） お答えをいたします。

歳入のところで国庫支出金についての御質問ですけれども、番号制度、マイナンバー制度、そのとおりでございまして、これに対応するために町の電算システムの改修が必要になるということで、その改修費については国のほうで補助金を交付しますということに基づく補助金でございます。

総務省分というのは、先ほど言いましたように住基のシステムであったり、税のシステムであったり、そういったものがこの番号制度に対応するように町の電算システムを改修しなきゃいけないということで、これに対する補助金が今回内示があったということでございます。

それから、厚生労働省の分は、先ほど言いましたように、国民年金とか特別児童扶養手当とか、そういったものに対する電算システムの改修費に交付を受けるものでございますが。

それと、もう一つ先ほど説明が抜かっておりましたが、もう一つは介護保険のシステムが、改修費、これも補助金の対象となっております。そういったことで補助金が交付されるということで、今回その内示があったことによりまして予算を計上したものでございます。

さきに、先ほどの12ページのところの財源のところのお話でしたが、12ページの139万円につきましては、歳出のほうは024の介護保険の繰出金、これに当たるものでございます。直接これではないんですけども、歳出の経費は当初予算で計上しておるんですけども、電算システムの改修費は。そこで財源の振り替えが出てきたということですけども、歳出の予算は当初予算で計上して。後追いで今回国庫補助金が交付されることになったので、この介護保険の繰出金のところに国の支出金を充てているというふうにごらんをいただいたらと思ひます。

11ページのところでは、先ほど議員がおっしゃったとおり電算の管理費に、ここの歳出の経費はこちらも当初予算のほうに改修経費は組んでおりますので、今回歳出のほうの予算はありませんが、財源の更正ということでこの予算に出てきたということでございます。

それから、制度の説明等でございますけれども、これについては非常におくれておることは非常にお詫びしなきゃいけないんですけども、議会の全員協議会では若干説明をさせていただきましたけれども、住民の周知という面についてまだ十分ではないということは十分承知しております。まだ職員についても今月ようやく職員の説明会を実施するような手順になって、来週です、職員説明会も実施するというようにしておりますので、これからどんどんおくれればせながらですけども、住民への広報もしっかりしていきたいというふうに思っております。

制度の開始が、10月から番号の通知等が始まって来年からシステム運用が始まるということ

ですので早急にその辺のところもやっていきたいというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） 5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 今のマイナンバーですが、これはもう強制的に配るものなんですか、自分は要らないよちゅうことはないわけですね。申請せにゃもらえんちゅうことじゃないですよ。何かその辺のちょっと私よう見えんのですが、申しわけありません。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） これは使う・使わないは別にして、全国民に付番をされますので、本人が使われようが使われまいが交付はされます。番号は割り振られるというか、12桁の番号が一人一人に国民全員に付番をされますので、あとは個人の方が利用されるというのはそれぞれの個人の方の考え方になりますけど、付番はされます。

○議長（安永 友行君） 8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 8番。財源の有効活用の資料16ページのほうからお聞きをします。先日もお聞きをいたしましたが、庁舎の電話機更新ということで御説明がありました。電話等の不具合につきましては、電話機本体以外にも、いわゆる六日市と柿木をつなぐ通信線の容量というか回線数も含めてですけども、こういう不足等も考えられるのではないかと思います、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） お答えします。

今議員から御指摘があったとおりでございまして、電話の不具合で電話機単体の不具合も当然あるんですけども、それだけではなかなか原因の解決ということにはならないことも想定をされます。今の柿木と六日市の庁舎間のケーブルでインターネットの利用と電話の回線、これが一つの所でどうもなっておるようございまして、例えばインターネットでかなり重たいのを利用したときに電話のほうに影響がないかどうかということで、それは影響がないとは言い切れないところがあるようです。

基本的には、どうも電話の回線を優先するような仕組みにはなっておるようなんですけども、ただそういったインターネットの容量が多かったりすると全く影響がないかと言えばちょっと言い切れないところがあるようです。ですので、今度の改修に当たってはもちろん機器をかえることももちろんなんですけども、そういったところで回線の容量を大きくするとか、そういったことも踏まえて検討していきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（安永 友行君） 8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） それでは、17ページの社会教育費の職員人件費で、時間外勤務手当のほうのほかの補正額に比べまして非常に高い割合で上がっております。当初の分と、それ

から今、今回の補正の分を合わせますと、いわゆる一般職の給料と時間外手当の金額の比較を行いますと、ほかのとはおおむね7%から10%ということになっておりますが、今の社会教育総務費のほうで言いますと20%を超えておりますし、さらに予算には上がっておりませんが教育委員会の事務局費についても2割近い時間外というふうになります。これは要因についてちょっと説明を願います。

○議長（安永 友行君） 坂田教育次長。

○教育次長（坂田 浩明君） それでは、藤升議員の御質問にお答えをいたします。

時間外勤務手当が非常に多いという御指摘でございます。過去の教育委員会の時間外勤務手当、時間外の時間がどれぐらいかということも若干調べてみました。5年前の平成22年で908時間でございます。それが昨年度・平成26年度で1,593時間という形になっております。そういったことで1.7倍から1.8倍ぐらいになっておるということでございます。

その要因もいろいろと私のほうで考えてみましたけども、社会教育については、今やっておりますサクラマス・プロジェクト事業、これで各地域に出かけていって地域会議というものを設置をし、進めていこうとしているわけでございますけども、そういった夜間に出たり、それから日曜日のイベントとか、そういった形で社会教育のほうは時間がふえておるといふふうに考えております。

それから、学校教育につきましても、以前から比べると国からの要請等もありまして、例えばいじめ問題の対策であるとか、そういった学校を取り巻く環境というのも変わって、さまざまな新しい仕事がふえておるといふふうに考えております。それを事務処理をしていく上で非常に時間外がふえておるだろうといふふうに私のほうでは思っております。

ただ、そうは申しましても時間外がふえておるといふのは間違いございませんので、できるだけ職員のほうには時間外でなくて、通常の勤務の中で事務処理をするようにということは申しておりますし、それから、仕事、業務の内容も全て今までやっていたことをやるというんじゃなくて、やっぱりスクラップアンドビルドというふうな形で仕事の内容も精査するようにという辺は職員と一緒に組んで取り組んでいるところでございます。しかしながら、今御指摘がありましたように時間外の勤務が非常に多いといふことは間違いございません。

以上です。

○議長（安永 友行君） 8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 8番。すいません。本来、時間外は管理職の指示において時間外を行うものという形的ではありますがなっております。そうしますと、いわゆる時間外の指示のあり方をもう少し検討する必要があるのではないかと思います。

といいますのは、職員の場合、サービス労働になっているのではないかと思います、夜中の

10時を超えてもファクス等が送信をされたりというような実情もございますので、サービス労働になってもいけませんし、そこら辺の指示のあり方をもう少し厳密に行って、なおかつ今時間外で対応されておりますが、ほかの、ほかのといえますのは、いわゆる臨時の人も含めてですけども、そういう部分での対応もほかの他課と比べて倍というのはやはり正常の状態というふうには言い切れないと私は思いますので、特に去年、おととしからですか、社会教育の分野ではサクラマス等もありまして非常にふえております。もう少し業務の全体の見直しも要るんじゃないかと思いますが、いかがですか。

○議長（安永 友行君） 坂田教育次長。

○教育次長（坂田 浩明君） お答えをいたします。

御指摘がありましたように、業務の見直しという点では先ほど申し上げましたけども、やっぱり今までやっておったからという仕事、やっておったからということですと教育委員会の中でやっていくというだけではなくて、やっぱりその改善が必要だろうというふうに思っております。

例で言いますと、いろんな団体、体育協会とか、そういった外郭団体の事務局的なことも業務の中でやっておるわけですけども、それを全て構成員のほうに移管しなさいということにはならないかもしれませんが、できる部分と、願う部分と、そういったことも含めて業務の見直しというのは必要であろうというふうに思っております。

それから、臨時での対応という部分も御指摘いただきましたけども、そういった形で可能であるなら職員の労働の負担を軽減するような方策は検討していきたいというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） ここで10分間休憩します。

午前11時09分休憩

.....

午前11時19分再開

○議長（安永 友行君） それでは休憩前に引き続き会議を再開します。

引き続き、一般会計補正予算についての質疑を続行します。質疑はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） それでは、議案第73号平成27年度吉賀町一般会計予算（第1号）に対する反対の討論を行います。

先ほどの、4番議員の質疑の中でありましたバスの購入についてであります。安全上の配慮という点で考えますと、マイクロバスでは乗車口等が中型バス等に比べまして後ろのほうであり、

安全確認の部分でも中型に比べるとおろそかになるということと、より安定した走行という点でおきましても、雪道上での走行、その他考えますと、やはりマイクロバスでなく、中型のバスの29人乗りとするのが妥当ではないかというふうに考えます。

もう一点は、時間外の手当の問題であります。このたび教育委員会の分でいきますと、報酬の幅に対して15%を超える時間外のアップということで、ほかの他課に比べてもそのアップ率は高いものとなっております。これらについては、さらにサービス労働をしない形での、根本的に考えて提案すべきというふうに考え、反対の討論といたします。

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

ここでお断りをしなきゃいけないんですが、採決前におつなぎをしておきます。先ほど8番議員から企画課長に水源会館の昨年度の利用人数等の（「4番議員でした」と呼ぶ者あり）4番議員、失礼しました。4番議員からあったんですが、その場を与えなかったことを、まずお詫びします。

内容については、終了後、直接議員さんにおつなぎするというので、まだ私のほうも把握しておりますので、皆さんにお知らせしますので、必要な方はお聞きいただくということでお許しを願って、採決に移らせていただきます。

日程第16、議案第73号平成27年度吉賀町一般会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 賛成多数です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第17. 発委第1号

○議長（安永 友行君） 日程第17、発委第1号町長の専決処分事項の指定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。藤升議会運営委員長。8番、藤升委員長。

○議会運営委員長（藤升 正夫君） それでは、発委第1号につきまして、読み上げて提案をさせていただきます。

発委第1号、平成27年6月19日。

吉賀町議長安永友行様、提出者、議会運営委員会委員長藤升正夫。

町長の専決処分事項の指定について。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第6項及び吉賀町議会会議規則第14条第2項の規定により提出をいたします。

理由といたしましては、議会の議決に代わって町長の専決処分することのできる、軽易な事項を定めるためでございます。

めくっていただきまして、町長の専決処分事項の指定について。

地方自治法、（昭和22年法律第67号）第108条第1項の規定により町長に専決処分することができる事項を次のとおり指定する。

1、地方自治法第96条第1項第12号の規定のうち、1件50万円以下の私債権について、町は当事者である訴えの提起、和解及び調停を行うこと。

2、地方自治法第96条第1項第13号の規定に基づく法律上町の義務に属する損害賠償の額を定めることについて、その額が1件50万円（交通事故等保険契約があるものにあつては保険金額の最高限度額）以下の損害賠償の額を定めることとあります。

よろしく申し上げます。

○議長（安永 友行君） 以上で提出者の説明が終わりました。

これより提出者に対して質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第17、発委第1号町長の専決処分事項の指定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 賛成多数です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第18、発委第2号

○議長（安永 友行君） 日程第18、発委第2号吉賀町議会会議規則の一部を改正する規則につ

いてを議題とします。藤升議会運営委員長の、提出者の説明を求めます。藤升議会運営委員長。

○議会運営委員長（藤升 正夫君） 発委第2号について、読み上げて提案いたします。

発委第2号、平成27年6月19日。

吉賀町議長安永友行様、提出者、議会運営委員会委員長藤升正夫。

吉賀町議会会議規則の一部を改正する規則。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第6項及び吉賀町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

理由、議会における欠席の届出の取り扱いに関して、社会情勢などを勘案し、出産の場合の欠席の届出について新たに規定するため。

めくっていただきますと、吉賀町議会会議規則の一部を改正する規則。

吉賀町議会会議規則（平成17年吉賀町議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

2項議員が出産のため出席できないときは、日数を定めてあらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

附則。この規則は交付の日から施行するであります。

よろしくお願いします。

○議長（安永 友行君） 以上で提出者の説明は終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第18、発委第2号吉賀町議会会議規則の一部を改正する規則についてを採決します。

本案は原案のとおり決定をすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 賛成多数です。したがって、原案のとおり可決されました。

日程第19、発議第5号

○議長（安永 友行君） 日程第19、発議第5号平和安全法整備法案・国際平和支援法案の撤回

を求める意見書（案）についてを議題とします。（「議長」と呼ぶ者あり）何（「2番」と呼ぶ者あり）動議、ちょっと待って、2番議員、動議、何。動議ですか。（「はい」と呼ぶ者あり）異議申し立て、何ですか。

○議員（2番 大多和安一君） その件について、僕は棄権したいので議場を退席したいのですが。

○議長（安永 友行君） 提出者の説明を求め、質疑の際に議員選択は結構かとは思いますが、議場から退出されることは好ましくないこととおつなぎをしておきます。

提出者の説明を求めます。8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） それでは、ただいま議題となりました発議5号につきまして読み上げて提案をさせていただき、追加の説明をさせていただきます。

発議第5号、平成27年6月12日。

吉賀町議長安永友行様、提出者、吉賀町議会議員藤升正夫。

平和安全法整備法案・国際平和支援法案の撤回を求める意見書（案）。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

理由は、自衛隊員をアメリカの行う無法な戦争に参加させないためであります。

裏を見てください。平和安全法整備法案・国際平和支援法案の撤回を求める意見書（案）。

政府が国会に提出した法案には、憲法第9条を根底から破壊する3つの大問題があります。

第1は、アメリカが世界のどこであれ、アフガニスタン戦争、イラク戦争のような戦争に乗り出した際に、自衛隊が従来の戦闘地域まで行って軍事支援を行うようになり、殺し殺される戦闘を行うこととなります。

第2に、戦乱が続いているような地域に自衛隊を派兵し、治安維持活動などに取り組めるようにし、3,500人もの戦死者を出したアフガニスタンのISAF国際治安支援部隊などへの参加の道が開かれます。

第3に、日本がどこから攻撃されていなくても集団的自衛権を発動し、アメリカの海外での戦争に自衛隊が参戦し、武力行使に乗り出すこととなります。戦後、日本政府の憲法第9条解釈の根本は、一貫して日本に対する武力攻撃がないもとの武力の行使は許されない。イコール海外での武力の行使は許されない、というものでした。ところが、提出された法案は、日本に対する武力攻撃がなくても政府が新3要件を満たしていると判断すれば、武力の行使を認めるものとなっています。衆議院憲法審査会の参考人質疑において、憲法学者3人全員が憲法違反と主張した法案であり、個別的自衛権を超え、より危険な場所へ自衛隊員を送り出すことは許されません。政府におかれましては、安全保障関連法案を撤回し、理性と道理に立った積極的な平和外交で、日本を守ることに全力を挙げるよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

吉賀町議会。提出先といたしまして、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、防衛大臣、外務大臣、法務大臣としております。

よろしく申し上げます。

○議長（安永 友行君） 以上で、提出者の説明が終わりました。

これより提出者に対し質疑を許します。質疑はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、これで質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

日程第19、発議第5号平和安全法整備法案・国際平和支援法案の撤回を求める意見書（案）についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 賛成少数です。したがって、本案は否決されました。

日程第20、発議第6号

○議長（安永 友行君） それでは、日程第20、発議第6号震災復興、国民の安全・安心の実現へ建設産業の再生を求める意見書（案）についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。2番、大多和議員。

○議員（2番 大多和安一君） 読み上げて説明します。

発議第6号、平成27年6月12日。

吉賀町議長安永友行様、提出者吉賀町議会大多和安一。

震災復興、国民の安全・安心の実現へ建設産業の再生を求める意見書（案）。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

理由。地域の建設産業を守り、近年頻発する自然災害から住民の安全・安心を守り、河川、道路などの社会資本を維持、保存し、防災やインフラ整備を促進するため。

ページをお開きください。震災復興、国民の安全・安心の実現へ建設産業の再生を求める意見書（案）。

2011年3月に発生した東日本大震災は、未曾有の被害と原発事故をもたらし、避難した人

私たちはいまだに住み慣れた地に戻る目途すら立っていません。2013年8月には津和野町をはじめとする島根県西部で、2014年8月には広島県の土砂災害で多くの犠牲者を出すなど、日本全国で広範囲に被害をもたらしている豪雨や、戦後最大の被害をもたらした御嶽山の噴火など、全国各地で災害に見舞われ、私たちが暮らす日本は災害列島と呼ばれるほど、どこで暮らしていても自然の驚異にさらされています。

東海、東南海、南海地震や、首都圏直下型地震などの大規模地震も切迫していると叫ばれており、国民の安全・安心を守るための防災やインフラ整備は、緊急的な課題となっています。こうした災害を未然に防止、軽減するためには、河川、道路、公安などの社会資本の維持管理やその役割を担う地域建設業の役割が欠かせません。

2010年12月に発生した中央自動車道笹子トンネル天井板落下事故に見られるように、現在の社会資本は戦後の高度経済成長期に、多くは建設され、老朽化が著しく、放置すれば国民生活の安全・安心に影響を及ぼしかねません。耐用年数が経過した施設の更新には、年間約20兆円もの費用が必要とされ、財政難の中では今後計画的な維持管理をほどこして、既存施設を維持・保全をしていくことが重要となります。同時に、防災や施設の維持管理の最前線に立つ地域建設事業をその担い手にふさわしく再生しなければなりません。地域社会を支えてきた地域建設業は、生活、防災予算の抑制や競争激化により、災害対策への空白地帯が生じるなど、産業自体が消滅しかねない重大な危機に陥っています。しわ寄せは企業の存続だけでなく、技術の継承や建設労働者の確保困難など、建設業の基盤が崩壊しはじめており、全国各地で地域の安全・安心が守られない事態が広がっています。

私たちは、被災地の復興と国民の安全・安心の願いに応える公共事業を実現するために、①公共事業を防災生活優先に転換すること。

②公正な賃金、労働条件と業者の適正な収入、仕事を確保すること。

③地域社会を支える建設業の再生を図ることをめざし、下記のことを強く求めます。
記。

1、災害からの復興、公共事業を防災生活関連、環境保全優先に転換すること。

(1) 東日本大震災をはじめとする災害からの復旧、復興を最優先で行うこと。

(2) 公共事業を、防災生活関連、環境保全事業優先に転換すること。

(3) 公共工事の監督、検査、公共施設の維持管理は国と自治体が責任を持って行うこと。

(4) 公共事業発注官公庁及び独立法人等の体制を強化し、必要な職員を確保すること。

(5) 国民の安全・安心を切り捨てる地方分権や道州制は行わないこと。

(6) 災害復興及び公共事業の計画策定に当たっては、課程の情報公開、住民参加のシステムの確立、年次ごとの再検討を原則とすること。

2、公正な賃金、労働条件と中小業者の適正な収入、仕事を確保すること。

(1) 公共事業における賃金等を確保する法律を制定すること。

(2) 建設産業の元下関係における片務性を是正し、下請け及び資材業者の適正な利益が確保される仕組みをつくること。

(3) 地域の安全・安心を支える中小建設業者の経営安定と建設労働者の雇用を確保できる持続的な施策を実行すること。

(4) 公共工事及び公共業務等を適正な価格で受注できる入札契約方式の仕組みをつくること。

(5) 建設現場災害、じん肺、アスベスト被害の発生を抑えるために、予防、防止対策を強化すること。また、不幸にして被災した患者を速やかに救済すること。

(6) 建設業及び建設関連事業の各業種を労働者派遣法の適用対象としないこと。

(7) 中小建設、建設関連事業が優先的に受注できる施策を実施し、発注機関に官公需法を徹底させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

島根県吉賀町議会。提出先としては衆議院、参議院両議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、農林水産大臣、また国務大臣の復興大臣宛てと考えております。

よろしく申し上げます。

○議長（安永 友行君） 以上で提出者の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 2点、お聞きいたします。

記の1の(3)で、公共工事の監督、検査、公共施設の維持、管理は国と自治体が責任を持つて行うことということでもあります。そのとおりだと私も思いますが、ただ維持等に係る費用について、財政的に苦しい自治体の場合、なかなかそこにお金が回せないということで、島根県におきましてもそういうことで維持に係るいろんな事業等を実施できないというふうになっております。この点におきまして、責任を持って行うのはもちろんなんですけども、そういう費用負担のことについて、どういうふうに提出者が考えるかということと、もう一点、2の(4)公共工事及び公共業務等を適正な価格で受注できる入札契約方式の仕組みをつくることというふうに、言われております。適正な価格というのは非常に重要であります。提出者の考える、この具体的なものがありましたら御説明を願います。

○議長（安永 友行君） 大多和議員。

○議員（2番 大多和安一君） この場でいいですか。

○議長（安永 友行君） 自席でよろしいです。

○議員（2番 大多和安一君） それでは、まず今の費用負担の財源的なことに関してですが、確

かに言われるとおり、地方自治体が疲弊しとって、財源的に困難だということで、この意見書全体が一つはそういう方向へ国の施策を回してほしいと。わかりますか。要はそういう方向へ転換するということを求めた、これが意見書になっております。

それから、次に今の公共工事の適正な価格という面ですが、これは現在、後から出てきます常任委員会のあれもですが、制限価格と、入札制限価格というものについてですが、旧民主党の時代には大体7割相当とかいうようなこと、予定との7割相当とかいうことを言われておりましたが、現在、どんどんこの入札制限価格というのが、国では品質確保価格ということで、高品質な価格をするということで、一応9割ぐらいまで、確か国では、予定価格の90%程度ぐらいまでは上がっていると思います。これを今、参議院の建設、国土交通委員会でも、もう少しその率を上げるように自民党の先生もしておられますが、私もそういうことで、できれば品質確保に係る価格をもっと、いわゆる最低入札制限価格を上げるという方向でいってもらいたいということを、この中でうたっております。

以上です。

○議長（安永 友行君） ほかに質疑ありませんか。10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） この記の1の（5）です。国民の安全・安心を切り捨てる地方分権や道州制は行わないこととありますが、道州制は別として、地方分権がなぜ国民の安全・安心を切り捨てるのか、ということをお伺いします。

○議長（安永 友行君） 2番、大多和議員。

○議員（2番 大多和安一君） 地方分権が、なぜ国民の安全・安心を切り捨てるかということですが、一応基本的なことを言いますと、どういうんですか、東日本大震災のときの対応でも考えていただければと思うんですが、今、国土交通省はそういうところへ、私がおった元の職場ですが、一時期に臨時ですが職員を派遣しております。それがよその地方自治体がしてないかというところではないんですが、ただ震災復興などには各自治体が職員を派遣するというのは、だんだんと時間が過ぎてからはどんどん派遣されますが、今の災害対応で即現地へ飛ばなくちゃいけないというときには、この地方分権は進みますとそういうことができかねます。

なおかつ、先ほどもありましたが、各自治体が財源が疲弊した中で建設工事に係る大規模な建設機械、こういうものもそれぞれが持っておりません。これはやっぱりある程度大きな、何ですか、国というんですが、国がそういうのを責任持たなくちゃいけないということを私は思っております、その地方分権ということになると、そういうことが、細かなことが切り捨てられると思っております。

よろしいでしょうか。

○議員（10番 庭田 英明君） はい、いいです。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第20、発議第6号震災復興、国民の安全・安心の実現へ建設産業の再生を求める意見書（案）についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 賛成多数です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第21. 閉会中の調査報告について

○議長（安永 友行君） 日程第21、閉会中の調査報告についてをお諮りをします。

お手元に配付のとおり、調査報告書が経済常任委員長から出ております。河村経済常任委員長のほうから、報告を求めます。9番、河村経済常任委員長。

○経済常任委員長（河村由美子君） 経済委員会から、閉会中の申し出をしておりまして、先月活動をいたしましたので報告をしたいと思います。

平成27年6月19日、吉賀町議会議長安永友行様、経済常任委員会委員長河村由美子。
委員会調査報告書。

閉会中の調査事件について、会議規則第77条の規定により下記のとおり報告をいたします。
記。

1、調査事件件名、産業振興について。

2、調査の経過、産業振興についての意見交換会を開催。日時は平成27年5月22日金曜日。場所は吉賀町広石吉賀町商工会本所で行いました。出席者につきましては、住民側の町内の建設業者、建築業商工業、金融機関より17名の出席をいただいております。議会側は議長安永友行、ほかは委員全員でございます。

3、事件の調査について報告は別紙のとおり、朗読をいたします。

産業振興について意見交換会報告。

1、大規模工事の入札には、町内業者は実績がないということで参加資格を得られないケース

があるが、共同企業体での参加を促し、吉賀町独自の入札参加資格の設定も必要である。

2、最低制限価格については人材確保、車両建設機械の維持、確保も厳しい状況であり、災害対応、品質保証の上からも最低制限の基準を上げ、地元企業の育成を図ってもらいたい。

3、予算を無駄に使わないことが原則ではあるが、町内業者が施工し、資材調達も町内で行うことにより、町税収入にもつながる。町内経済の活性化につなげていただきたい。

4、子育て支援で、例えば給食費は無料とするより、その原資をIUターン者や地元の生産者、農産加工を目指す方に買い上げや補助することで経済効果が生まれ、産業振興が図られる。さらには、定住促進になるのではないか。

5、人口減少は死活問題で、大手企業も撤退を余儀なくされる。地元企業を応援する思い切った、この町独自の施策は必要不可欠である。地理的条件を生かすとともに、人や物の流れを把握し、発想の転換を図らなければならない。ひいては、若者の町内企業への就職への選択肢の拡大になり、地元に残ろうとする人を大事にすることになる。

6、町内の零細商店は大手企業との競争はできない。人の自然減、社会減が続く中、商売も手詰まりであり、明るい展望が見えず答えが出ない。町は将来の展望を具現化をしてほしい。

以上のようなことの見解の様子でございました。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 以上で、経済委員会委員長の調査報告については終わります。

日程第22. 閉会中の継続調査について

○議長（安永 友行君） 引き続き、日程第22、閉会中の継続調査についてを議題とします。

総務常任委員長及び経済常任委員長から、会議規則第75条の規定に基づいて、お手元に配付のとおり、閉会中の経済調査の申出書が提出されております。

お諮りをします。申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認め、よって、申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定をしました。

なお、議員派遣の件で追加日程が生じたので、そのことをお諮ります。しばらく、資料を配りますのでお待ちください。

お諮りします。ただいまお配りしたとおりの議員派遣の件についてを日程に追加して、追加日程として議題といたしたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

追加日程第1. 議員派遣の件について

○議長（安永 友行君） それでは、追加日程第1、議員派遣の件についてを議題とします。

お手元に配付したとおり、7月24日開催の地方創生講演会に3名の議員を派遣したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認め、よってお手元に配付したとおり議員派遣をすることに決定をしました。

以上で、本定例会に付された事件は全て終了しました。ここで、町長より発言を求めていますのでこれを許します。（発言する者あり）中谷町長。

○町長（中谷 勝君） それでは、せっかくですのでお礼を申し上げたいというふうに思っております。

議会当初、私15と勘違いしたと思いますけど、16議案提案いたしましたところ、全議案とも可決をいただきました。大変ありがとうございました。

また、梅雨時でございますので健康に留意されて、また臨時議会も予定しておりますので、またよろしくお願ひしたいというふうに思います。

どうもありがとうございました。

○議長（安永 友行君） それでは一言、私のほうから閉会前にお願いをしておきます。

本日、会議冒頭にもありましたように議場での発言についてですが、私を含め議員諸侯、執行部の皆様におかれましては自らの立場を鑑み、議場の発言については無礼なきよう品位に欠けないよう、さらに注意をされるようお願いをしまして要望としておきます。

○議長（安永 友行君） 以上で、本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。これで会議を閉じます。

平成27年第2回吉賀町議会定例会を閉会いたします。御苦勞でございます。

午後0時02分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員